

市議第 8 号議案

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成 30 年 9 月 27 日 提 出

提出者

岐阜市議会 厚生委員長 大 野 一 生

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

本年3月、東京都目黒区で両親から虐待を受けた女児が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年急増しており、平成28年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は12万件を超え、5年前の平成23年度と比べ倍増している。

こうした事態を重く受け止め、国は平成28年、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかしながら、先述の事案では、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず、関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって、国におかれては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されることのないよう、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 平成28年度に国が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における体制強化や中核市及び特別区への児童相談所の設置などを盛り込んだ児童虐待防止体制強化のための新たなプランを策定するとともに、地方交付税を含めた必要な財源措置を速やかに講ずること。
 - 2 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担のさらなる明確化とともに、施設、NPO等民間団体及び他の行政機関等との連携を強化し、役割分担、協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
 - 3 児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、転居しても、切迫状況や支援状況を確実かつ迅速に引き継げるよう、全国共通の引き継ぎルールを定めるとともに、全国の児童相談所や市町村からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報を適時かつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に共有するためのシステムを新たに構築すること。
 - 4 児童相談所全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定するとともに、相談窓口につながるまでの間に半数以上の電話が切れている実態を踏まえ、児童相談所への通告の無料化を推進するなど、運用の改善に努めること。
 - 5 保育所、幼稚園及び学校と情報共有を図ること。また、いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、学校におけるスクールソーシャルワーカーを中心とした虐待に対応する体制を整備すること。
- 以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐阜市議会

国会及び関係行政庁宛

市議第9号議案

生活保護行政に関する意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成30年9月27日 提出

提出者

岐阜市議会 厚生委員長 大野 一生

生活保護行政に関する意見書

厚生労働省社会・援護局長名による「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正についてと題する通知が都道府県知事及び中核市市長等に対して出された。

これにより、生活保護開始時において冷房器具が設置されていない場合などにおいて、本年7月1日から一時扶助の家具什器として冷房器具が認められることとなった。その支給要件は上記に加え、「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯に該当し、かつ真にやむを得ないと実施機関が認めた場合に限定されている。なお、本年4月1日以降に生活保護を受け始めた人で7月1日時点において冷房器具が設置されておらず、上記支給要件に該当していると判断した場合についても支給される。

しかしながら、本年3月31日以前からの生活保護の受給者が冷房器具を設置するためには、従来どおり費用をためるか、または生活福祉資金を利用することになる。

よって、国におかれては、生活保護行政に関し、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 平成30年3月31日以前から生活保護を受給している人についても、一時扶助の家具什器として冷房器具を認めること。
 - 2 冬季加算に倣い、夏季加算を創設すること。
- 以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛

市議第10号議案

幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた
財政支援の拡充を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成30年9月27日 提出

提出者

岐阜市議会 文教委員長 鷺見守昭

幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた 財政支援の拡充を求める意見書

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっている。特に本県では地形の影響もあり、本年7月には、月の半分を超える16日が猛暑日となったほか、多治見市や美濃市では40度を超える気温が観測されるなど、命の危険にさらされていると言っても過言ではない状況にある。

特に園児、児童生徒が一日の大半を過ごす教室の室温は、学習する環境として極めて厳しい状況にあり、児童生徒の学習意欲や集中力が低下するだけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしている。

このような中、各市町村では、児童生徒の学習しやすい環境を確保するため、国の学校施設環境改善交付金等を活用し、教室への空調設備の設置に取り組んでいる。しかしながら、当該交付金は必要額が確保されているとは言いがたく、老朽化対策や耐震化など、従前から対応している課題に優先的に充当され、空調設備の設置にまで交付金が回らない事例が多くなっている。そのため、財政状況の厳しい市町村では、空調設備の設置をちゅうちょせざるを得ず、整備率は市町村間で大きく異なっているのが現状である。

学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、教室内の温度は「17℃以上、28℃以下であることが望ましい。」とされており、特に義務教育の過程において、市町村間で教育環境に格差が生じることはあってはならず、格差是正に向け、早急な対応が求められる。

よって、国におかれては、市町村における幼稚園や小中学校への空調設備の設置を着実に進めるため、学校施設環境改善交付金の予算の大幅な増額等、財政支援を拡充するよう強く要望する。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛